

(仮称) 三軒屋公園等複合施設整備運営事業

基本協定書 (案)

(仮称) 三軒屋公園等複合施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、新座市（以下「市」という。）は、代表企業である●並びに構成企業である●、●及び●（以下、これらの者を個別に又は総称して「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定において使用されている用語は、本協定に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、要求水準書（本事業に関し令和7年7月4日に公表された要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。）にて定義される意味を有するものとする。

(趣旨)

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約等（以下、個別に又は総称して「特定事業契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- (1) 市と企業グループの間に締結される（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）
- (2) 市と本事業のうちの設計等業務及び建設等業務の遂行者としての●及び●の間に締結される（仮称）三軒屋公園等複合施設整備運営事業 設計施工一括契約書（以下「設計施工一括契約」という。）
- (3) 市と本事業のうちの維持管理・運営業務の遂行者としての●及び●の間に締結される（仮称）三軒屋公園等複合施設管理運営 指定管理基本協定書（以下「指定管理基本協定」という。）

(市及び企業グループの義務)

第2条 市及び企業グループは、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、本事業の選定手続において出された選定委員会及び市の要望事項（以下、「要望事項」という。）のうち、本事業の審査講評における付帯条件を提案書類の事業費の範囲内で遵守することに同意するとともに、特定事業契約締結のための協議に当たっては、要望事項を十分尊重し、必要な対応を行うものとする。

(特定事業契約の締結)

第3条 市及び企業グループは、募集要項（本事業に関し令和7年7月4日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料並びに付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の特定事業契約書案の形式及び内容にて、基本契約、設計施工一括契約及び指定管理基本協定を令和8年3月下旬を目処として締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、募集要項に添付の特定事業契約書案の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は特定事業契約を締結しないことができる。
- (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - (3) 構成員が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特定事業契約の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、特定事業契約を締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、市が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 特定事業契約の締結までに、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一

部又は全部を喪失した場合には、市は、未締結の特定事業契約を締結せず、本協定を解除することができる。

（賠償額の予定）

第4条 市は、構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約を締結するか否かを問わず、また、本協定を解除するか否かを問わず、違約金として、企業グループが提案書類（企業グループが公募手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した設計施工一括契約の契約金額、指定管理基本協定の指定管理料の合計額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。ただし、地域子育て支援センターの運営を行う構成員は、自らが前条第3項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該違約金支払義務を負わないものとする。

3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、企業グループは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

（準備行為）

第5条 特定事業契約締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

（特定事業契約の不成立）

第6条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年9月29日条例第18号）第2条の規定による契約の締結が新座市議会において否決されたことにより、設計施工一括契約の締結に至らなかった場合、又は、新座市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年10月4日 条例第43号）第4条の規定による指定管理者の指定が新座市議会において否決されたことにより、●及び●が（仮称）三軒屋公園等複合施設の指定管理者に指定されなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の場合を除き、特定事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第7条 市及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第8条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘

密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等（条例を含む。）に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した本事業に関する市のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業にかかる業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

（個人情報の保護）

第9条 企業グループは、本協定による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報等の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（本協定の変更）

第10条 本協定の規定は、市及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

（管轄裁判所）

第11条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、さいたま地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（本協定の有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての特定事業契約が締結されて本契約となったときまでとする。第3条第5項その他の本協定の規定に基づき本協定が終了（解除による場合を含む。）した場合は、締結済みの特定事業契約は当然に終了する。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の終了後も第8条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第13条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、その都度、市及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

本協定の成立を証するため、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年1月●日

市 住所
新座市
市長 ● 印

企業グループ 代表企業
住所
企業名
代表者 ● 印

構成企業
住所
企業名
代表者 ● 印

構成企業
住所
企業名
代表者 ● 印

構成企業
住所
企業名
代表者 ● 印

別紙 個人情報等の取扱いに係る特記事項

令和4年12月13日改正

(基本事項)

第1条 企業グループは、本協定による業務の処理に当たり個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の保護に関する法律等の遵守義務)

第2条 企業グループは、本協定による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等及び新座市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(秘密保持の義務)

第3条 企業グループは、本協定による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 企業グループは、本協定による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 企業グループは、本協定による業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 企業グループは、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(企業グループ以外の者への提供の禁止)

第5条 企業グループは、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 企業グループは、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を市の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第7条 企業グループは、市の承認がある場合を除き、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報を他に持ち出してはならない。

(本協定終了後の個人情報の返還等)

第8条 企業グループは、本協定が解除されたとき、又は期間の満了により本協定が終了したときは、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を、市の指示に応じ、速やかに市に返還しなければならない。ただし、市が廃棄の方法による処理を特に指示するときは、企業グループは、市の指示に応じ、当該個人情報を速やかに処理しなければならない。

2 市は、本協定を解除するとき、又は期間の満了により本協定が終了したときにおいて、使用した機器を企業グループに返還するときは、あらかじめ、市が所有する専用のソフトウェアを用いて、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、当該機器等を企業グループに返還するものとする。

3 企業グループは、前項の機器等の返還を受けたときは、市と協議の上、次の各号に掲げるい

いずれかの方法により、当該機器等の記録媒体の破壊又はデータの消去を行わなければならない。

(1) 物理的な方法による記録媒体の破壊

(2) 磁気的な方法によるデータの破壊

(3) OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによるデータの上書き消去

(4) データのブロック消去

(5) データの暗号化消去

4 企業グループは、第1項ただし書又は前項の規定により個人情報を廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにするに当たり、市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

5 前項の立会いをする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

6 企業グループは、第1項又は第3項の規定により個人情報を返還し、廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにしたときは、返還等の処理が終了した旨の証明書を市に提出しなければならない。

7 前項の証明書には、返還等の処理を行った個人情報の内容、記録媒体、数量、処理日、処理方法及び処理担当者氏名を記載しなければならない。

8 第6項の証明書の提出期限は、本協定が終了した日から30日以内（第3項の規定により個人情報を消去し、及び復元できないようにしたときにあっては、60日以内）とする。ただし、当該期限内に提出することが困難なときは、状況を勘案して市が指定する日までとする。

（再委託の禁止）

第9条 企業グループは、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、企業グループは、市の書面による承諾がある場合には、個人情報の処理を第三者に委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）することができる。

3 前項の市の承諾は、企業グループと当該第三者との契約において、個人情報の取扱いに関し、本協定に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めるとともに、当該第三者と市との間において、個人情報の取扱いに関し、本協定に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めなければ、これを行うことができない。

4 企業グループは、前項の規定により定めた当該第三者との取決めの写しを、市に提出しなければならない。

5 第2項の規定による第三者への委託は、企業グループの責任を免れるものではない。

（定期的な報告の実施）

第10条 企業グループは、業務の進展状況について、定期的に市に報告し、その指示に従わなければならない。

（監査の実施）

第11条 企業グループは、定期的又は随時に、業務の内容に係る監査を実施しなければならない。

2 企業グループは、前項の規定により監査を実施したときは、速やかに、監査報告書の写し又は市が指定するチェックリストを市に提出しなければならない。

（個人情報を扱う従業員の監督）

第12条 企業グループは、本業務における情報セキュリティを維持するため、業務において市が提供し、又は企業グループが取得する個人情報を取り扱う従業員の一覧を市に提出しなければならない。

2 市は、企業グループに対し、企業グループの個人情報保護に関する規程に抵触しない範囲で、当該従業員と企業グループが取り交わした個人情報の取扱いに係る誓約書の写しの提出を求めることができる。

（事故発生時の報告義務）

第13条 企業グループは、市から提供を受けた個人情報及び本協定による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（知的所有権の取扱い）

第14条 企業グループは、業務の遂行又は製品の納入に当たり、他者の権利を一切侵害してはならない。

（違反の場合の措置及び損害賠償）

第15条 市は、企業グループが上記各条項に違反しているおそれがあると認めたときは、立入調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果その他の事情により、企業グループの違反の事実が明らかになったときは、市は本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

3 第1項の調査をする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。